「あいちの未来クリエイト部」環境学習教材等の貸出要領

（目的）

第１条　この要領は、「あいちの未来クリエイト部」において参加グループが作成した環境学習教材等の貸出の取扱について必要な事項を定める。

（貸出機関）

第２条　教材等の貸出は、愛知県環境調査センター企画情報部（あいち環境学習プラザ）（以下、「貸出機関」という。）が行う。

（貸出対象者）

第３条　貸出対象者は、県、県内各市町村、一般県民、県内に所在または県内で活動する企業、学校及び団体のほか、貸出機関が適当と認めるものとする。

（貸出・返却方法）

第４条　教材等の借用を希望する者は、事前に貸出機関に貸出状況等を確認した上で、「借用申込書」（様式１）を貸出機関あて提出するものとする。

２　貸出機関は、前項による申請が適当と認められるときは、当該教材等を貸出すものとする。

３　貸出を受ける者（以下「借受者」という。）は、貸出教材等を貸出機関から直接受け取り、直接返却することを原則とする。

４　返却時には「使用報告書」（様式２）を提出するものとする。

（貸出期間）

第５条　貸出期間は原則として３週間以内とする。

（注意義務）

第６条　借受者は、善良な管理者の注意をもって取り扱うこと。

（留意事項その他）

第７条　借受者は、貸出教材等を使用して営利目的の活動を行ってはならない。

２　借受者は、貸出教材等を使用して法令、公序良俗に反し、または反するおそれのある活動

をしてはならない。

３　借受者は、貸出教材等を第三者に転貸してはならない。

４　借受者は、貸出教材等を亡失又はき損し、若しくは著しく汚損したときは、速やかに「亡失届」（様式３）を提出するものとする。

６　貸出機関は、借受者が上記の事項に違反し、かつ、是正される見込みがないと認められるときは、当該使用を禁止し、または貸出を取り消すことができる。

７　貸出機関は、貸出に必要な個人情報は、目的以外には使用しないものとする。

８　この要領に定めるもののほか、貸出について必要な事項は、貸出機関が別に定める。

附　則

　この要領は、令和２年４月１日から施行する。